

特定健診についてお知らせします！

いよいよ平成22年度の健診が始まります。特に本年度から自己負担額が無料となりました！必ず1年に一回は健診を受けるようにしましょう！！

①自己負担金、受診券についての変更点

1. 自己負担額⇒無料！
(平成21年度までは、課税世帯1,300円、非課税世帯500円でした。)
2. 毎年6月に一斉に送付していましたが、
9月まで…各地区の集団健診1ヶ月前に
9月以降…未実施の地区へ一斉に
お届けします。なお、集団健診までに受診を希望される方は住民生活課までご連絡ください。受診券を郵送します。

②特定健診とは...

生活習慣病発症のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、心臓病・脳卒中など、深刻な状態になる前に、健康を取り戻していただくための健診です。

「医療保険者(国民健康保険・協会けんぽ・共済組合など)」が主体となって実施しています。

③特定健診を受けるメリット

生活習慣病は自分では気づきにくく、自覚症状が出るころにはかなり進行していることがあります。

しかし、1年に1回特定健診を受けることで、自覚症状のない早期の段階で気づくことができます。また、早期に生活習慣を見直すことで、重症な病気の発症を予防できます。

④心臓病・脳血管疾患は日本人の死因の3割を占めます！！

心臓病・脳血管疾患(脳卒中など)の生活習慣病は不健康な生活習慣を放置することによって、引き起こされます。これらの病気は、家族を支える働き盛りの方の突然死につながったり、麻痺等で生活が不自由になる原因となります。

⑤検査内容

基本項目

- 問診(服薬歴、禁煙歴など)
- 身体計測(体重、身長、腹囲、BMI)
- 血圧測定
- 尿検査(糖・蛋白)
- 血液検査

詳細項目(医師が必要と判断したもの)

- 心電図検査
 - 貧血検査
 - 眼底検査
- ※75歳以上の方は、身体計測の腹囲、眼底検査を除きます。

⑥健診の受け方

40～74歳までの国民健康保険に加入されている方と75歳以上の方は、各地区で実施する集団健診と町内医療機関のどちらでも受診できます。ただし、年に一回です。

対象となる方には、受診券を郵送します。
※国民健康保険以外の方は、ご自分が加入されている医療保険者までお問い合わせください。

問い合わせ先 住民生活課 ☎ 73-1415
健康対策課 ☎ 73-1322

鳥取県高齢者のよい歯のコンクール参加者募集



『広げよう「噛む」から始まる健康づくり』を合言葉に、65歳以上の歯に自信のある方の参加をお待ちしています。

応募資格：65歳以上の方で、20本以上自分の歯が残っており、歯と口の中の健康状態がよい方。

応募期間：6月1日(火)～8月31日(火)

応募方法：

- ①最寄の歯科医院に申し込む
 - ②鳥取県口腔総合保健センターに電話で申し込む
- 表彰：最優秀者2名(65歳～74歳の部、75歳以上の部から各1名)を知事表彰。
優秀者は(社)鳥取県歯科医師会長表彰。

問い合わせ先 鳥取県口腔総合保健センター ☎ 23-2621
鳥取県福祉保健部健康政策課 ☎ 26-7202